

第3回 みなかみ町景観審議会

－議事録要旨－

- 1 日 時 平成29年9月27日(水) 午後2時から午後4時15分
- 2 場 所 みなかみ町中央公民館 3階 大会議室
- 3 出席委員 永井完児会長、石坂堅一副会長、小野与志雄副会長、
本多剛副会長、高野一男委員、笛木幸次委員、林広行委員、
藤井好博委員、本多春夫委員、山賀晃男委員、秋本周委員、
中村潤委員、田子秀夫委員、
- 4 事務局 地域整備課、(株)パスコ、
- 5 議 事
 - (1) 開 会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議事日程第一 議案上程
第1号議案 みなかみ町景観計画の策定について

資料1. 第2回景観審議会の振り返りについて

質疑	応答
・特になし	

資料2. 将来像及び基本目標の設定について

質疑	応答
・基本目標案の違いは何か。また、それぞれの内容は独立しているのではなく、関連しているのではないか。	・重点としている内容が異なる。 案1は今ある景観を保全していくこと、案2は景観を作ること、案3は景観を活用していくことに主眼を置いた内容としている。 ・ご指摘のとおり、案の内容は関連しているため、これらを混合した案を検討する。

資料3. 景観形成方針・行為制限に関する事項について

質疑	応答
・ゾーン図の緑色地区と黄色地区の違いは何か。	・みなかみ町ユネスコエコパークの核心地域と緩衝地域を表している。緑色が核心地域、黄色が緩衝地域である。概ね国有林の範囲が核心地域である。

<ul style="list-style-type: none"> ・月夜野にある棚田はどの地区に位置付けているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田園居住ゾーンに位置付けている。
<ul style="list-style-type: none"> ・エコパークの核心地域と緩衝地域は性質が異なる。同じゾーン区分で検討しているが、自然公園法との不整合が生じないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法で制限を受けている地域については、自然公園法の制限に委ねることを考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく自然公園法の特例を用いた上乘せ基準は考えていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例を使うことは考えていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採は、日常的に行う管理作業まで、届出対象行為になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法施行令にて届出を要しない通常の管理行為等が定められており、日常的な管理作業は除かれている。
<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐を届出対象行為とする場合、面積等の基準を明確にしておく必要があるのではないか。また、市街地内の木竹であれば届出等は必要だと考えるが、森林の方まで対象とすると、負担が大きいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見内容に留意し、改めて、検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法による行為制限の強制力はどれぐらいになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置自体の規制を行うことはできないが、景観に関して、是正勧告や変更命令を出すことも可能である。届出を行って頂くことや景観形成基準を示すことにより、一定の景観誘導の効果はあると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の行為制限案について各地区で検討するが、景観法でできること・できないことが明確にならないと、検討できないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法でできないことだとしても、地区でその内容が望まれている場合は、別の手段で取り組むことも考えられるため、景観法に捉われずまずは意見を頂きたい。

以上